

新型コロナワクチン接種について

小児用ワクチンの追加接種(3回目接種)が始まりました

小児用ワクチンの追加接種(3回目接種)が、9月6日に『予防接種法』上の「予防接種」に位置付けられ、接種が開始されました。また、小児用ワクチンの追加接種には『予防接種法』上の「努力義務※」が適用されます。

※努力義務とは「受けるよう努めなければならない」という『予防接種法』上の規定で、接種を強制するものではありません。

対象年齢	対象要件	接種券の送付
5歳以上11歳以下	2回目の接種から5カ月経過	2回目の接種から5カ月経過した方に送付

オミクロン株対応ワクチンの接種が始まりました

区分	接種回数	対象年齢	対象要件	接種券の送付
①	4回目	60歳以上	前回接種から5カ月経過	前回接種から5カ月経過した方に送付
	3回目	12歳以上		
②	4回目	12歳以上 60歳未満		

※①、②に該当する方のうち基礎疾患を有する方、医療従事者等や高齢者施設等の介護従事者の方で、接種券を既にお持ちの場合は、お手元の接種券で接種することができます。

※②に該当する方には、10月上旬から段階的に接種券を送付します。※ワクチンの供給状況により、予約を一時中止する場合があります。

※今後、接種間隔が5カ月から短縮される場合があります。

オミクロン株対応ワクチン接種会場(いずれもファイザー社ワクチンを使用します)

初診・かかりつけ患者問わず実施

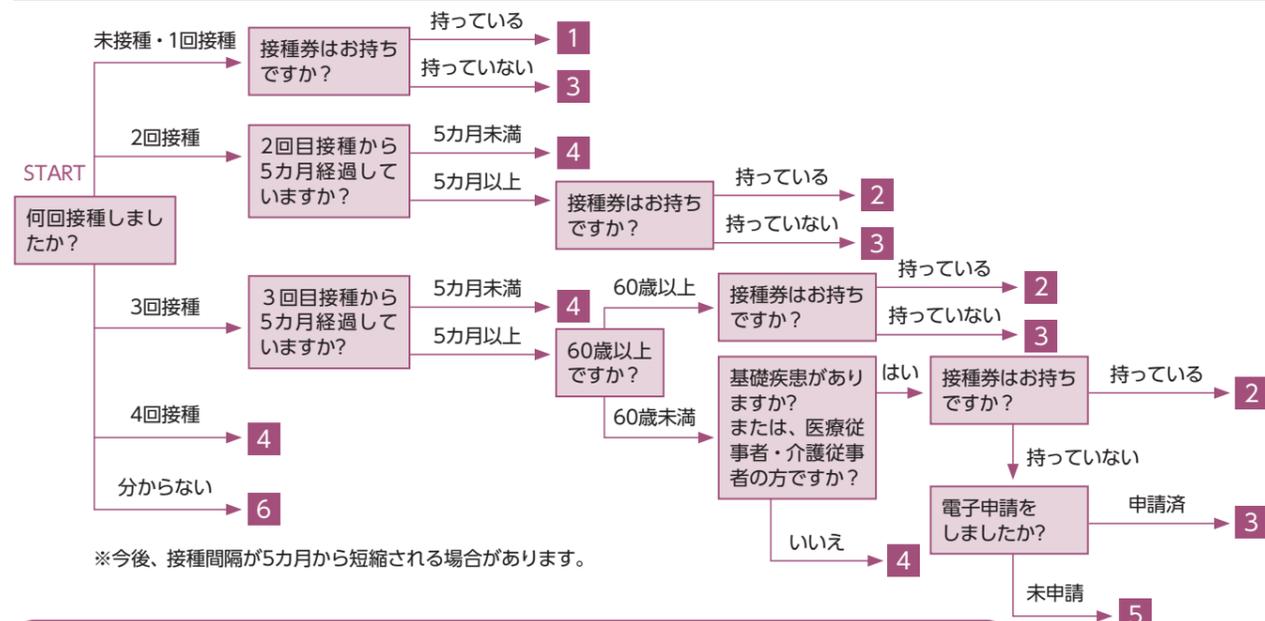
おぶすま診療所、くじらおかハートクリニック、埼玉よりい病院、佐伯医院、林りくろう診療所、はらしま医院、藤野クリニック、寄居本町クリニック

かかりつけ患者のみ実施

五十嵐整形外科医院、市川医院、小久保医院、清水医院、高間クリニック、山田整形外科内科医院

※予約方法については、接種券に同封した案内通知をご覧ください。

新型コロナワクチン接種フローチャート(12歳以上の方)



※今後、接種間隔が5カ月から短縮される場合があります。

- 1 ... 医療機関に予約後接種してください。
- 2 ... 医療機関に予約後接種してください(オミクロン株対応ワクチン)。
- 3 ... 再交付申請が必要です。健康づくり課へお問い合わせください。
- 4 ... 接種可能な時期に接種券を送付します。到着後、医療機関に予約後接種してください。
- 5 ... 町公式ホームページから電子申請をしてください。申請後接種券が送付されます。
- 6 ... 健康づくり課へお問い合わせください。

健康づくり課(新型コロナ対策班) ☎581・2121内線213

10月～12月は滞納整理強化期間!

町では、10月から12月までの3カ月間を町税の「滞納整理強化期間」とし、税収確保と納税率向上のため滞納整理の取り組みを強化します。

公平性を保つため、正当な理由なく町税を滞納している方には、催告や財産の差し押さえを積極的に行います。

▶町税は納期限内に納付しましょう

町税は、定められた納期限内に、自主的に納付していただくのが原則です。

▶税金を滞納すると

納期限を過ぎても納付が確認できない場合は督促状を発送します。督促後も完納しない場合は、財産等を調査し、財産等が発見された場合は法律に基づき滞納処分(差し押さえ等)を行います。

▶納付できない事情があるときは

税務課では、やむを得ない事情により納期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けていますので、早めにご相談ください。

滞納処分に関するQ&A

- Q 滞納処分とは何ですか?
- A 税金について、督促後も完納しない場合に行う強制徴収手続きで、差し押さえや捜索などがあります。
- Q 事前に連絡なく財産を差し押さえられました。連絡はないのですか?
- A 納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送していますので、滞納処分前の連絡は行いません。また、督促状発送後も、電話催告や催告書等により納税についてのお知らせを行っています。
- Q 少額滞納しかしていないのに、勤務先に給与照会が届いたため、勤務先の方に滞納があることが知られてしまいました。なぜこのようなことをするのですか?
- A 滞納税額の多少にかかわらず、滞納がある方に対して、法律に基づいて、財産調査の一環として給与照会を行っています。
- Q 滞納税を分割納付したいのですが、金額やペースは自分で決められますか?
- A 滞納税は一括納付が原則ですが、失業等やむを得ない事情がある場合、早めにご相談ください。収入状況等を聞き取りし、分割の回数や金額、納付方法をご相談のうえ決定します。

税務課 ☎581・2121内線153・157・158

消費生活コラム

今月は「電気・ガス契約のトラブル」

消費生活トラブルは身の回りに潜んでいます。被害を防止するために、悪質業者の手口や被害事例等を紹介します。「もしかして…」、「困ったな」と思ったら、一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

※相談日や時間等の詳細は本誌28頁をご覧ください。

商工観光課 ☎581・2121内線453

電気・ガスの契約の切り替えに関するトラブル等の相談が寄せられています!

平成28年には電力、平成29年にはガスの小売全面自由化が始まり、新たに参入したさまざまな事業者が料金プランを提示しています。これをきっかけとして、電話勧誘や訪問販売による電気・ガスの契約の切り替えに関するトラブル等の相談が多く寄せられています。



【トラブル事例】

- アパート全体のプラン変更だと思い、大手電力会社に委託されたという事業者に見せられた検針票を申し込みをしたが、後で勧誘だったと気付いた。そこで、申し込み確認のためにかかってきた電話で契約を断ったが、契約したことになる。
- 訪問してきた事業者に言われて電気の検針票を見せたところ、当社と契約すれば電気料金が2割安くなると言われたため契約をした。しかし、届いた請求書を確認したところ、従前の電気料金の2倍となっていた。

アドバイス

- 電力・ガス会社には契約内容を、記載した書面もしくは電磁的方法で交付する義務があります。契約の意思がないと伝えてあるにもかかわらず、書類が送られてきた場合は、事業者に連絡を取って契約意思がないことを伝え、必要に応じてクーリング・オフなどの手続きを行いましょう。
- 契約のときは、料金プランのメリット・デメリットも把握しましょう。特に市場連動型の料金プランは、電力会社が取引所から電気を仕入れる際の価格に連動して電気料金が決まるため、電気料金が上下することがありますので、内容をよく確認することが大切です。

トラブルに巻き込まれないために

- 契約の意思がない場合は、はっきりと断りましょう。
- 検針票や契約情報は慎重に取り扱い、情報を聞かれてもすぐ教えないようにしましょう。
- 大手電力・ガス会社を名乗って勧誘するケースも見られます。勧誘してきた会社と新たに契約するときは、会社名や連絡先、契約条件をよく確認しましょう。